

資料3【用語解説集】

平成31年1月21日  
平成30年度 第3回評議会

*	用語	内容
1	健康づくり宣言	事業主様が従業員皆さまの健康づくりに取り組むことを決意いただき、「健康づくり宣言書」を協会けんぽへ提出
2	健康保険委員	<p>◆ 次の要件に該当する方に支部長が委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所において健康保険の事務に携わっている被保険者で、健康保険事業の推進に理解・協力をいただける方</li> <li>○ 事業主の同意が得られる方</li> </ul> <p>◆ 健康保険委員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康保険の情報発信 ……協会けんぽの広報誌掲載情報や研修会、健康づくりのイベント等の情報発信</li> <li>② 健康保険の相談窓口 ……従業員の方の健康保険給付の案内や、申請手続きの相談等</li> <li>③ 健康づくりのリーダー ……事業所における健康づくりの推進、健診受診等の推進</li> <li>④ 健康保険のアドバイザー ……協会けんぽに対する意見発信、年1回のアンケートへの協力</li> </ul>
3	特定健診（特定健康診査）	<p>40歳以上75歳未満の被扶養者を対象とした健康診断。協会けんぽで健診費用を補助しているため、1,500円以内の負担で受診できる（福井県内）。</p> <p>検査項目：診察等、問診、身体計測、血圧測定、血液検査（血中脂質、肝機能、血糖）、尿検査</p>
4	特定保健指導	<p>特定健診、生活習慣病予防健診（*5）の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクのレベルに応じて行われる保健指導。リスクのレベルは、腹囲のほか、血糖値、血圧等で判定される。保健師・管理栄養士が3ヵ月以上にわたり、生活習慣の改善をサポートする。被保険者は無料。被扶養者は有料（費用補助あり）。</p>
5	生活習慣病予防健診	<p>被保険者には、35歳以上75歳未満を対象とした健康診断「生活習慣病予防健診」がある。協会けんぽで健診費用を補助しているため、7,038円以内の負担で受診できる。特定健診より検査項目が多い（胃がん検診や大腸がん検診など）。</p>

*	用語	内容
6	内容点検	レセプト（*9）に記載のある診療行為について、保険診療として適切かを点検し、疑義があるものを抽出すること。
7	査定	レセプトに記載のある診療行為について、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会が保険診療として不適切であると認め、診療費用が減額されること。
8	自動点検	あらかじめ点検項目を登録しておくこと、保険適用について疑義のあるレセプトが自動的に抽出されるシステム。
9	レセプト	<p>診療報酬明細書。医療機関が保険者（協会けんぽ、健康保険組合、市町村など）に医療費を請求するため1ヵ月単位で作成する。</p> <p>レセプトには、診療年月、患者氏名、医療機関名、傷病名、診療内容（検査、処置、指導、投薬等）、医療費等が記載されている。</p> <p>レセプトは、審査支払機関である「社会保険診療報酬支払基金」に提出され、審査・支払を経て各保険者に送付される。各保険者でもレセプトの点検を行い、疑義がある場合は再審査を依頼することができる。</p>
10	資格点検	レセプトに記載された健康保険の資格が有効か（診療時に提示した保険証等が有効か）を点検。
11	外傷点検	レセプトの傷病名が外傷の場合、ケガの発生原因が業務上・通勤途中によるもの、交通事故などの第三者の行為によるものではないかを点検。
12	保険証の回収	<p>健康保険の資格を喪失したにもかかわらず、保険証が返却されていない場合、次のとおり催告を実施。（資格がない保険証の使用防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一次催告・・・年金事務所による催告（保険証は、事業主が年金事務所へ資格喪失届とともに返却するため）</li> <li>○二次催告・・・文書による催告</li> <li>○三次催告・・・電話による催告</li> </ul>